

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。また、工事件数に関わらず、同一の配置予定技術者2名まで申請可能とする。ただし、同一参加者による複数工事の落札は認めない。

令和8年10月30日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長 森下 博之

1 工事概要

- (1) 工事名 【A】 熊本57号 大津熊本道路21号函渠設置外工事
【B】 熊本57号 大津熊本道路11号函渠設置外工事
(上記工事全て電子入札及び電子契約対象案件である)
- (2) 工事場所 【A】 熊本県合志市野々島地先
【B】 熊本県合志市栄地先
- (3) 工事内容 【A】 カルバート工 75m、地盤改良工 1式
【B】 カルバート工 39m、地盤改良工 1式
- (4) 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。ただし、契約を締結するまでの間に、別途配布する工期通知書により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。また、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【A】 全体工期：契約締結日の翌日から令和10年3月15日まで

【B】 全体工期：契約締結日の翌日から令和10年3月15日まで

- (5) 使用する主要な資機材

【A】 プレキャストカルバート部材 1式、コンクリート 約270m³、鉄筋 約10t

【B】 プレキャストカルバート部材 1式、コンクリート 約180m³、鉄筋 約9t

- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（I型））の工事のうち、品質確保の為に他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

- (7) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

- (8) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

- (9) 本工事は、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる「専任補助者制度」の試行工事である。専任補助者の配置を希望する場合は、落札決定後から工期の始期までに、「専任補助者の配置の申出書」を提出するものとし、併せて専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者について、現場代理人等通知書（案）、経歴書、資格者証、3ヵ月以上の雇用関係を証明する資料を提出するものとする。「専任補助者の配置の申出書」は、落札決定後、専任補助者の配置を希望する場合に、契約担当課より配布する。
- 専任補助者は、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。ただし、本工事の現場代理人、担当技術者を兼務することができる。また、専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者については、やむを得ない事由を除き、原則、途中交代は認めない。
- (10) 本工事は、地元企業の活用について審査し、評価する「地元企業活用評価型総合評価落札方式」の工事である。
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る提案の範囲は対象としない。
- (12) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (13) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
- (14) 本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
- (15) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。
- (16) 本工事は、発注者が新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」の試行を行う工事である。
- (17) 総価契約単価合意方式の適用
- ① 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
 - ② 本方式の実施方式としては、
 - イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
 - ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
 - ③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
 - ④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- (18) 本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51-2号他）に基づき、入札説明書別紙1「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
- (19) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。
- モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

- (20) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
- (21) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払い限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払い条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。
- (22) 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。
- (23) 本工事は、契約後、現地状況や労働者・資機材の厳しい確保状況等を踏まえ、受発注者間の協議により、見積を活用した積算により直接工事費及び間接工事費を設計変更の対象とできる試行工事である。
- (24) 本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について（令和5年6月1日付け国会公契第11号、国官技第64号、国北予第7号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。
本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき受注者が希望する場合に行うものとする。
- (25) 本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。
- (26) 快適トイレの設置
本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
- (27) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
- (28) 本工事は、工期設定の根拠とした工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示工事」である。
- (29) 本工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、若手（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。
- (30) 本工事のうち【A】熊本57号 大津熊本道路21号函渠設置外工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

本工事のうち【A】熊本57号 大津熊本道路21号函渠設置外工事におけるICT施工技術の活用は、地盤改良工（固結工（スラリー攪拌工））において、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、詳細については特記仕様書によるものとする。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データ納品

・ICT建設機械

- 1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機
- 2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

- (31) 本工事のうち【B】熊本57号 大津熊本道路11号函渠設置外工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事（施工者希望Ⅱ型）である。

受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用施工を行うことができる。

本工事のうち【B】熊本57号 大津熊本道路11号函渠設置外工事におけるICT施工技術の活用は、地盤改良工（表層安定処理工）において、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、詳細については特記仕様書によるものとする。但し、現場条件により、以下に示すICT建設機械による施工が困難となる場合は従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

なお、ICT施工技術の活用に係る費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データ納品

・ICT建設機械

- 1) 3次元MC又は3次元MG建設機械
- 2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

- (32) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ICTの全面的活用を推進し、BIM/CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするBIM/CIM適用工事（受注者希望型）である。

- (33) 本工事は、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則1技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

本工事は、以下に示す新技術のうち原則1技術以上を選定したうえで活用を行うものとする。

- ① 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
- ② 「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26年3月28日付け国官総第344号、国官技第319号）のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術
- ③ 「i-Constructionを推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチングによる新技術の現場試行について」（平成30年5月24日付国官技第52号）及び「i-Constructionを推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチング実施要領について」（令和3年9月30日付国官技第164号）に基づき現場試行し、現場試行結果の評価で従来技術と同等以上と確認できた技術

- (34) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

- (35) 本工事は、「令和8年度熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の試行対象工事である。
- (36) 本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。
ただし、補正係数については以下のとおりとする。
【共通仮設費率（率分）：1.1 現場管理費率：1.1】
- (37) 本工事は、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の実績を評価対象とする試行工事である。
- (38) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- (39) 本工事は、建設現場の遠隔臨場を実施する工事である。詳細は、特記仕様書によることとする。
- (40) 本工事は、施工条件明示に関するチェックリストを提示する試行工事である。
- (41) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。
- (42) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における一般土木工事に係るB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成23年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

ア）カルバート工（プレキャスト）の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。

また、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

- (5) 当該工事にかかる施工計画（設計図書（標準案）の範囲内で重点的に配慮すべきこと）が適切であること。

また、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも施工計画は共通とし、工事毎に異なる施工計画をした場合は欠格とする。

項目	内容に関する留意事項
施工計画	<p>① 重点的に配慮すべき事項 カルバートの組立及び据付における安全管理について</p> <p>② ①に記載した重点的に配慮すべき事項について、「施工計画」を（別記様式4）に記載すること。 「施工計画」は、現場条件を踏まえて重点的に配慮すべき事項への対応を記載するものとし、<u>200文字以上400文字以内</u>で記載すること。 記載にあたっては、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するよう努力する」、「可能な限り〇〇する」という曖昧な表現は避け、具体的な使用箇所、使用材料等、期間、規模（延長等）、効果等を簡潔に記載すること。</p> <p>③ ②に記載した「施工計画」の評価については次に掲げるとおりとする。 ・設計図書を満足し、発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」に対して、現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が適切であれば「可」、不適切あるいは未記載（200文字未満含む）であれば「不可（失格）」とし、競争参加資格なしとする。</p>

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
また、建設業法第26条第3項本文及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

本入札説明書に示す（別記様式3）で申請できる配置予定技術者は2名までとする。（本入札説明書3．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも同一の配置予定技術者2名までとする。また、3名以上申請した場合は、欠格とする。）

本工事は、受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。また、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
・1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木又は農業農村工学」又は「林業又は森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 平成23年度以降に完成した、元請けの技術者として、上記（4）に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）
但し、1人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。
また、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
ただし、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能です。）

さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除する。
- 1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
 - 2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」
 - 3) 「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」
 - 4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）」
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 地方整備局（港湾空港部及び港湾空港事務所を除く（以下「対象部局」という。））の発注した一般土木工事のうち、令和3年10月1日以降令和7年9月30日迄に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。また、上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合
(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（※）なお、①及び②については、入札書提出期限以降に基準に該当する事実が発生した場合に限り、基準該当者が提出した入札書は、無効とはならないものとする。

- (1 1) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (1 2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (1 3) 本工事における他の入札参加者の下請予定者として確約した者でないこと。

3 総合評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準
入札説明書に示す各評価項目について、2～7段階で評価し加点する。
- (2) 総合評価の方法
当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～43点の範囲で加算点を、0～30点の範囲で施工体制評価点を加える。
評価項目は、入札説明書に示すとおりとする。

（算出式） 標準点＋加算点＋施工体制評価点＝100点＋（0～43点）＋（0～30点）
評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

- (3) 落札方式
 - ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、上記（2）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、②による。）を落札者とする。
 - （ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 - （イ）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

ただし、落札者（予定者を含む）となった者は、1.（1）に記載した他の工事の落札者となることができない。その場合、当該者が行った他の工事の入札は無効となる。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへと移行する。
くじは、電子入札システムの電子くじにて実施する。
- (4) 技術資料の作成
技術資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

(5) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号（福岡第二合同庁舎）
九州地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話092-476-3509（直通） （内線2529）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。

交付期間は別表1、①に示す期日。

ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに上記（1）の担当部局に連絡すること。

(3) 申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

本入札公告の複数の工事に参加希望する場合の申請書は、希望する工事毎に提出すること。さらに資料等は、参加を希望する何れか1件の工事にまとめて添付すればよいが、資料等を添付しない他の工事には、入札説明書で示す様式を資料等に代えて添付すること。（詳細は入札説明書による。）

① 提出期間： 別表1、②に示す期日。

② 提出場所： 上記（1）に同じ。

③ 提出方法： (ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が10MBを超える場合は、提出場所へ持参、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出する。

(イ) 紙入札方式による場合

提出場所へ持参、又は郵送等により提出する。

(ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出方法

① 提出期間： 別表1、⑤に示す期日。

② 提出場所： 上記（1）に同じ。

③ 提出方法： 提出場所へ持参、又は郵送等により提出すること。

(5) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により九州地方整備局総務部契約課に持参すること。郵送等又は電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

① 入札書の締切日時

(ア) 電子入札対応の場合

別表1、③に示す期日。

(イ) 紙入札方式による場合

上記（ア）に同じ。

② 開札の日時及び場所

開札は、別表 1、④に示す日時に以下の場所にて行う。

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
(福岡第二合同庁舎)

九州地方整備局 契約課 入札室

- (6) 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 九州地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

また、受注者は、余裕期間と実工事期間を合計した全体工期を保証期間に含むこと。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法

上記3に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

- (5) 施工計画に対する留意事項

- ① 施工計画（別記様式4）の提出がない場合は入札に参加できない。

- ② 提出を行う施工計画の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の施工計画提出者と施工計画の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。

- (6) 配置予定技術者と建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認

本工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

- (7) 配置予定技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合には、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合には、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、九州地方整備局総務部契約課（〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 電話092-476-3509）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
- (12) 詳細は入札説明書による。

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	交付期間は令和8年10月30日から令和9年1月8日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）
②	申請書及び資料等の提出期間	令和8年10月30日から令和8年11月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。（ただし、最終日は12時00分まで。）
③	入札書の締切日時	令和9年1月8日 12時00分
④	開札の日時	【A】熊本57号 大津熊本道路21号函渠設置外工事 令和9年1月14日 13時30分
		【B】熊本57号 大津熊本道路11号函渠設置外工事 令和9年1月14日 14時30分
⑤	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	令和8年12月25日から令和9年1月8日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）